

登録申請書 記入例

器 官

国際希少野生動植物種（個体の器官及び個体の器官の加工品）登録申請書

自然環境研究センター理事長 殿

登録申請書類の提出日 → 平成〇年〇月〇日

申請書の作成日を記述して下さい

申請者(※1)

氏名(記名押印又は署名) 自然 研太郎 (印)

申請者ご自身の氏名、押印、住所、電話番号(日中連絡の取れる番号)を記述して下さい

〒130-8606

住所 東京都墨田区江東橋 3-3-7

電話番号 03-6659-6018

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体の器官及び個体の器官の加工品（器官等）の登録について、次のとおり申請します。

右図の通り、「ぞう科」と記述してください

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の器官等	種名	ぞう科
	器官等の名称	牙
	主な特徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	全長 150.0cm 重量 20.00kg その他の特徴(※2)
	所在地	申請者住所と同じ

右図の通り、「牙」と記述してください

本記入例の2ページ目「全長の測定方法」に従って、測定し、記述してください

本記入例の2ページ目「重量の測定方法の例」を参照して測定し、記述してください

申請する象牙の所在地を記述してください。申請者のご住所と同じ場合は、標記の通り、記述してください

象牙の場合は、左図の通り、「2」に○を付けて下さい

登録の対象となる要件
(該当する要件の数字を丸で囲むこと。)

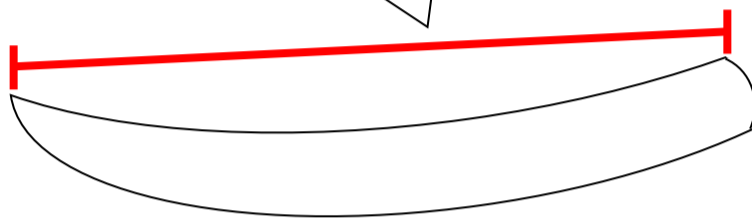
- 本邦内において繁殖させた個体から生じた器官又は個体の器官の加工品であること(政令(※3)第8条第1号関係)
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)が登録を受ける個体の器官又は個体の器官の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であること(政令第8条第2号関係)
- 関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること
 - 商業的目的で繁殖させた個体から生じた器官又は個体の器官の加工品であること(政令第8条第3号イ関係)
 - ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であること(政令第8条第3号ロ関係)
 - ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体の器官又は個体の器官の加工品であること(政令第8条第3号ハ関係)

動植物の管理者(所有者と異なる場合)	氏名	
	住所	電話

- ※1 申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)及び主たる事務所の所在地を記載すること。
 ※2 色、模様等同種の他の個体等との識別を容易にする特徴を記載すること。
 ※3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

●全長の測定方法

弓状になっている キバの内側部分 で、牙の先端部分から根元部分の内側を結んだ 直線距離 をメジャーなどで計測してください。



- ・ センチメートル（c m）単位で、読めれば小数点1桁まで記述して下さい。
（例）1 5 5 c mとか、8 6 . 3 c mというように記述

●重量の測定方法の例

- ① 体重計を利用します。
- ② 始めに象牙を持って体重計に乗り、「象牙と自分の体重の合計重量」を量ります。
- ③ 次に象牙を持たずに体重計に乗り、「自分の体重」を量ります。
- ④ 「象牙と自分の体重の合計重量」から「自分の体重」を引くことで象牙の重量が算出されます。

- ・ キログラム（k g）単位で、読めれば小数点2桁まで記述して下さい。
（例）1 0 . 1 5 k gとか、7 . 2 0 k gというように記述